

(補助制度などは、2021年7月現在の情報です。年度が変われば変更になることがあります。)

あなたが目指している農業はなんですか？



農業を始める3つの道

① 独立して自営の農業を始める（独立就農）

- ・初期投資としての自己資金（いちごの場合は約2千万円）相当の資金と農業技術が必要とされます。
- ・また、自分が将来「どこで、どんな農業をやるのか」という意思をしっかりと固めることが大切です。

② 農業法人へ就職して従業員として農業に携わる（法人就職）

給与をもらいながら農業技術等を身につけることができます。近年、農業経営の効率化のために農業経営を法人化して規模拡大を行う、集落ぐるみで農業に取り組むために集落営農法人を作っている事例が多くなってきました。

また、農業分野には異分野から企業が参入する事例も増加しており、このような法人に就職することも可能です。

就職中に栽培技術を習得して、独立することも可能です。

③ 家庭菜園や副業として農業を考える（田舎暮らし等）

生活費の確保をするとともに、無理のない栽培規模を考える必要があります。年金等の受給資格があり、農業収入は100万円程度でかまわないという場合いわゆる「農のある暮らし」を楽しむには、小規模な施設栽培や、直販所等に出荷する野菜類の生産に特化した農業経営をすることも可能です。

また、主たる収入が他にあり、農業収入を生活費に充てなくてもよいという場合も可能です。

仕事を辞める前に考えましょう

農業に対する自分の気持ちを冷静に見つめましょう。

情報収集を十分にせずに、思いつきや憧れ、現実逃避型の就農では、家族や周囲の農家の方々にも迷惑をかけるだけで終わってしまいます。

就農することは、大きな人生の転機です。あせらず、じっくりと考え、家族などと相談することが大切です。

農業を始めるにはある程度の資金が必要です。また、生活資金も必要ですので、自分でいくら準備できるか考えましょう。

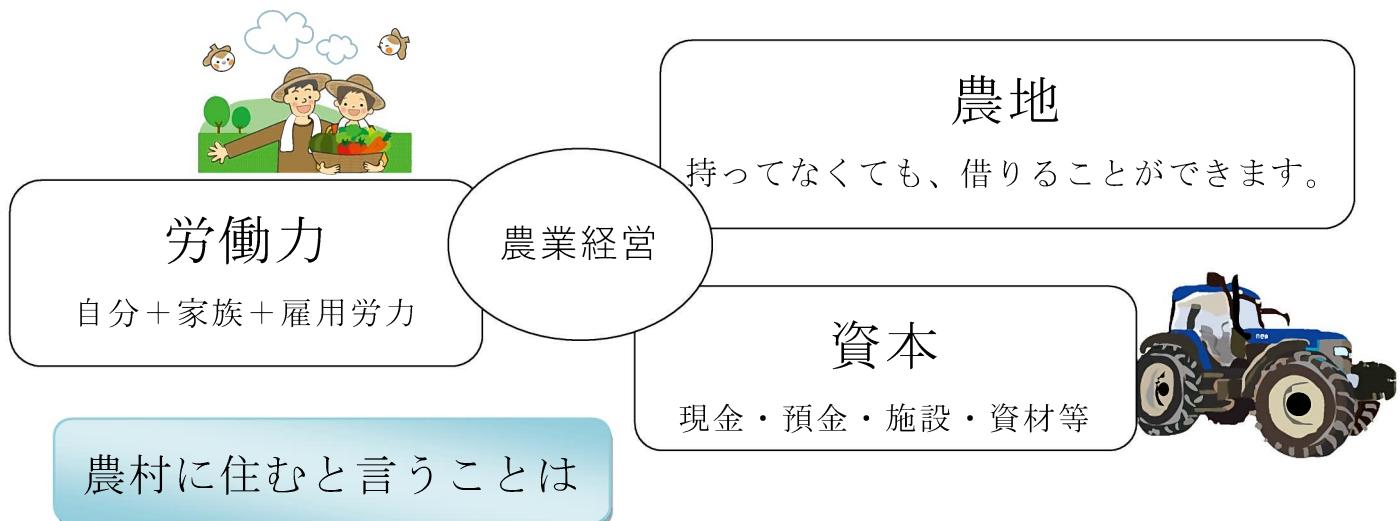
職業としての農業とは？

農業を一生の仕事にするには、自ら独立・起業して農業を営む必要があります。このことは、農業という分野で、自らが社長として会社（工場）を営むことと同じと考えてください。

町工場を作り社長になる場合は、土地、労働力（従業員）、資本（資金、施設等）が必要であることは皆さんも理解していると思います。これと同様に、農業をはじめる場合は、農地、労働力（家族中心）、資本（資金、施設等）が必要になることを理解することが大切です。

また、農業経営者として成功するには、経営者としての明確な目標が必要です。強い意志と情熱を持っていなければ、成功することはできません。

新規就農に関しては、他産業はないような支援体制が確立していますが、成功か失敗かを決定するのは、新規就農を考えている皆さんのがけと努力次第であることを常に意識することが大切です。



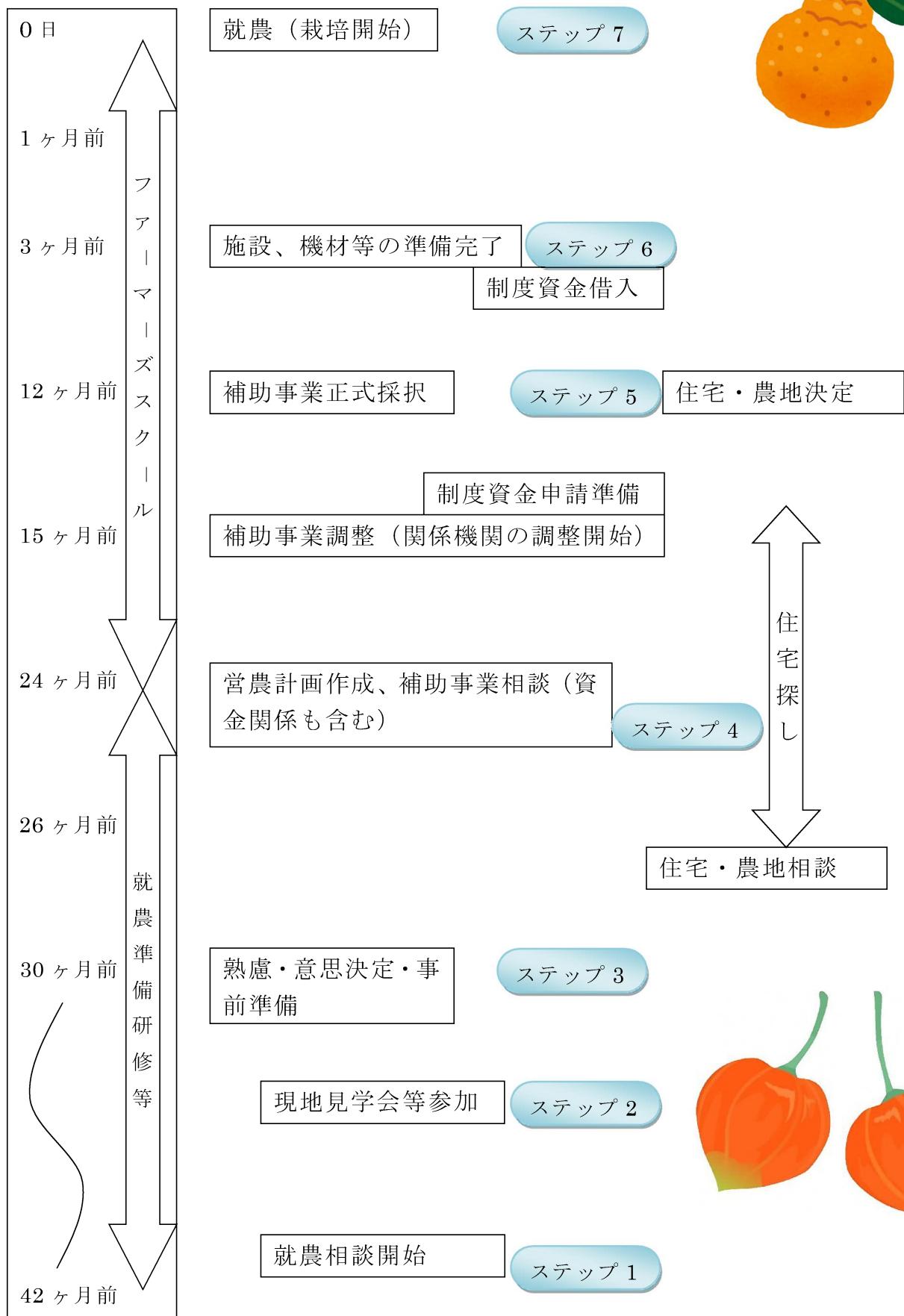
新しく農業を始めるということは、同時に農村に移り住み、農村で暮らすことを意味します。つまり、農村社会の一員となるわけです。そこで、農村社会の実情を理解し「協調」することが大切です。

農村は、長年農業が営まれてきた場所であり、地域の人々同士の付き合いが都市に比べて濃密です。そのため、農業を始めるには地域に溶け込み、農村の人たちと深く親しく付き合うことが必要です。

例えば、農村では、農業用水や農道の利用・管理に伴う共同作業など直接営農に関わることや、農村の伝統行事や習慣などにも参加・協力しなければならないことが少なくありません。そういう行事などに参加することで、農村の人とふれあい、情報交換をしていくことで農村社会にうまく溶け込めることができるのです。

また、就農前の研修期間中から、地元の農家と積極的につきあうことも重要で、実際の就農がスムーズに進むことになるでしょう。就農先にできるだけ多くの知り合いをつくっていくことが大切です。

就農へのロードマップ



就農までにしておくこと

ステップ1 相談

まずは情報や基礎知識を収集しよう

- ・農業は自然と生命を相手とする魅力的な産業ですが、農業に何を期待し、何を求めているかで進むべき方向が決まります。
- ・自分が農業に向いているか十分な情報収集を行い、自分の責任で職業として選択する可能性を見極めることが必要です。

就農に関する総合的な相談：佐伯市役所農政課

栽培品目等に関する相談：南部振興局生産流通部

農地に関する相談：佐伯市農業委員会、大分県農地中間管理機構

住宅に関する相談：市町村企画担当課（農業担当課）

- ・就農相談会を東京、大阪、福岡、大分で年数回開催しています。

○ 自分の経営像の明確化

一概に農業といっても、いろいろな作目（野菜、花き、畜産など）、栽培方法、経営スタイル（専門経営、複合経営）があります。自分が将来どのような農業経営を行いたいのかを具体化していくことが必要です。

そのためには、書籍やインターネットでの情報収集以外にも、実際に農業者の話を聞くなどして納得のいくまで焦らずに行いましょう。また、市町村や県振興局などの関係機関に相談することも大切です

ステップ2 体験

農業・農村の暮らしを体験しよう

- ・漠然としていた農業に対する「イメージ」と「現実」とのギャップを埋めるためにも、「体験」を重ねて自問自答しながら、就農への決意を固めていきます。自分に合わないと分かったら別の仕事を考える決心をしましょう。

○ 基礎知識の習得

農作業の経験が全くない場合は、休暇を利用した短期農業研修（農業体験）などを通じてイメージをより具体化することも一つの方法です。

実際の農業が想像と全く違う可能性もあります。この段階で農作業をする自信が持てなければ、就農は難しいと考える方が安全です。

ステップ3 熟慮・意思決定・事前準備

- ・就農時や就農後には様々な「壁」が現れるもの。「農業を通じて〇〇したい」という、揺るぎない想いがあるかどうか確認しましょう。
- ・家族と一緒に、もう一度深く考え、自分の進む道を決めて下さい。

○ 情熱と意欲

農業をはじめるることは、会社をはじめるのことと同じです。リスクも考える必要があると同時に成功させるという強い意欲と情熱が不可欠です。

○ 家族の同意と協力

家族の同意と理解があるか、また家族の協力が得られるかどうかは、新規就農がうまくいくかどうかの大きなポイントの一つです。

農業は夫婦（複数名）が協力して行なうことが基本で、農作業を夫婦（複数名）が分担、あるいは共同することで作業効率が上がります。

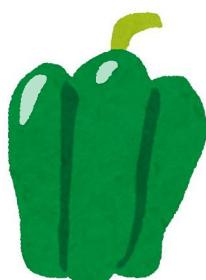


○就農候補地の選定

自分が作りたい作物に適した気象条件や土地条件、あるいは家族が暮らしていく上での生活条件などを考慮して就農候補地を選定していきます。農業生産の環境や土地柄から考えて、自分たちの一生を託すにふさわしい場所をじっくりと選定することが大切です。また、家族の同意を得るためにも生活条件も考慮する必要があります。例えば、通学距離や病院なども検討をしておくと、将来も安心して生活ができます。

○住居の選定

就農候補地の選定と併せて、住居候補を選定します。トイレの状況、周辺環境など多くの場合住環境は希望者の経験とは大きく異なります。また、就農候補地との距離なども考慮に入れる必要があり、現地で十分に確認するようにします。



ステップ4 営農計画作成・実務研修

- ・技術者+経営者としてのスキルを身につけなければ、農業はできません。
- 農業経営の収支計画や機械、施設の導入計画、資金調達計画などをたてます。
- また、農業技術習得のための研修を行うことも重要なポイントとなります。

○ 資金の確保

農業をはじめるにあたっては、土地、施設、機械などの初期投資、十分な収入が得られるまでの生活資金などかなりの資金が必要となります。公的融資制度もありますが、借入金が多いと経営を圧迫するため、できる限り自己資金を用意します。

融資制度を活用するには一定の資格要件があり、融資額や信用状況に応じ担保の設定や保証人を求められることもあります。新規就農者にとっては借りにくい場合もあります。

○ 技術やノウハウの習得

農業を営むには確かな技術が必要です。新規就農者の目的に応じていろいろな研修制度が整備されていますので、これらの研修制度を活用されることをお勧めします。

技術習得の方法

ファーマーズスクール

産地の担い手を確保・育成するため、「就農コーチ」の下での「実習」及び「模擬営農」と事業実施主体による「座学」の研修を行い、就農に必要な技術の習得を目的とします。

- ① 実施主体 佐伯市
- ② 研修期間 2年以内（概ね1,200時間／年）
- ③ 研修場所 就農コーチのほ場、模擬経営を行う実践ほ場
- ④ 品目 キク、スイートピー、ホオズキ、いちご、にら、アスパラガス、ハウスみかん、野菜（有機栽培）
- ⑤ 研修内容
 - ・栽培技術及び農業経営全般に係る知識の習得



- ・地域活動への参加による人的ネットワークの構築
- ⑥ 経 費 研修先の農家への謝礼等は不要ですが、賃金もありません。
- ⑦ 農業次世代人材投資事業（準備型）の対象研修

ステップ5 農地の確保

○農地の購入

農地を購入して営農を開始するには、下記の問題がありますので、お勧めできません。

- ・初期投資額が大きくなり、過大な負担となる。
- ・土地条件が悪いことが判明しても、変更ができず、非効率となる。

○農地の借入

就農予定先の農業委員会または大分県農地中間管理機構に仲介を依頼することで、農地の借入がスムーズに行えます。

借入に関しては、以下の点に注意が必要です。

- ・日照条件や水源の確保など、土地条件を十分に検討すること
- ・賃借料や水利権など、借入価格は農業委員会の指導に従うこと
- ・できるだけ「産地」の中に農地を確保する。近所にコーチがいること

なお、借り入れた農地は自由に扱うことができますが、農家は農地に対する愛着が非常に強く、粗末に扱っていると苦情を言われることがあります。

逆に、最初のうちはまとまった農地を確保することができなくとも、きちんと農地を管理していれば、周辺農家から「信頼できる就農者」であると判断され、農地が集まってくることが期待できます（自助努力が必要です）。

ステップ6 機械や施設の確保

新規就農者の場合は、栽培技術の未熟さ等で安定した収入を計画的に確保することが保証できません。それにもかかわらず、農業生産の出来不出来に関係なく、最低限の生活資金や生産費など多くの資金を必要とするため、機械や施設の購入は必要最小限に抑える必要があります。

そのため、当初は中古品やリース、借受けなどで対応しながら、経営が軌道に乗り始めてから徐々に装備を充実させていく方が堅実です。

なお、機械や施設は補助事業の対象となることがありますので、早めに市町村に確認をしておくと良いでしょう。市町村の予算が必要になりますので、申込から購入までに1年以上かかる場合もありますから注意してください。

ステップ⑦ 就農

農業経営の開始です。農業経営主（社長）であるあなた自信の努力と情熱が全てを決めます。経営の早期安定に向けて、がんばりましょう！

農業次世代人材投資事業について

（準備型）：次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付。150万円／年・人

※交付金は申告の際、雑所得で申告が必要であるため、150万円満額はもらえません。

交付要件

- 1 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農を目指すこと
- 3 研修計画が以下の基準に適合すること
 - ①都道府県等が認めた研修機関で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること
 - ②先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては以下の要件を満たすこと
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと
- 6 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること（交付主体が認める場合は、600万円以上でも可）
- 7 研修計画の承認申請までに損害保険に加入していること

返還

- 1 適切な研修を行っていない場合
- 2 研修終了後1年内に50歳未満で就農しなかった場合
- 3 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- 4 親元就農者については、就農後5年内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかつた場合
- 5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかつた場合
- 6 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で、研修終了後の報告（就農報告、就農状況報告）を行わなかつた場合
- 7 虚偽の申請等を行つた場合

(開始型)：次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(5年以内)を交付。最大150万円／年・人

交付要件

- 1 独立・自営就農時年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農であること
 - ・青年等就農計画等に即して主体的に農業経営を行い、以下の要件を満たすもの
 - ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している
 - ②主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている
 - ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
 - ④交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する
 - ⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している
- 3 青年等就農計画の認定を受けた者であること
経営開始5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工等関連事業含む)で生計が成り立つ計画であること。計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- 4 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること
- 5 人・農地プランに位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 6 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けられない。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある法人等でないこと。
- 7 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入すること。
- 8 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること(交付主体が認める場合は可)
- 9 地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること

交付対象の特例

- 1 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を交付する。
- 2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。

交付停止

- 1 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合
- 2 交付3年目終了時に行われる中間評価において、B評価となった場合
- 3 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合

返還

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

認定新規就農者（青年等就農計画の認定）について

1. 青年等就農計画制度とは…

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

2. 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です。

- ① 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）
- ② 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満）
- ③ 上記の者が役員の過半数を占める法人

農業経営を開始して一定の期間（5 年）を経過しない者を含みます。
認定農業者は含みません。

3. 認定までの手続

- ① 新規就農者が青年等就農計画を作成し、市町村に提出
- ② 市町村が同計画を審査・認定
- ③ 市町村は青年等就農計画を認定後、当該計画申請者に通知

※青年等就農計画の作成にあたっては、振興局などから指導、助言を受けることができます。

4. 認定新規就農者が利用できる主な施策

- ・農業次世代人材投資事業（開始型）
就農直後（経営開始 5 年以内）の所得を確保する資金（年間最高 150 万円）を交付
- ・新規就農者に対する無利子資金制度（青年等就農資金）
農業経営の開始に必要な機械、施設の取得等のための資金について、無利子貸付を行っています。
- ・経営体育成支援事業
地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入を支援します。

青年等就農資金について

【制度の概要】

新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、
営農に必要な機械・施設の整備等を支援する制度。

| | | |
|---------|--|--|
| 対象者 | 認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人 | |
| 資金の使いみち | 青年等就農計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。 施設・機械 農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設も対象となります。 果樹・家畜等 家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となります。 借地料などの一括支払い 農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどが対象となります。 ※農地等の取得費用は対象となりません。 その他の経営費 経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となります。 | |
| 融資条件 | 返済期間 | 12年以内（うち据置期間5年以内） |
| | 融資限度額 | 3,700万円（特認1億円） |
| | 利率（年） | 無利子（お借入の全期間にわたり無利子です） |
| | 担保・保証人 | 実質的な無担保・無保証人制度 担保：原則として、融資対象物件のみ 保証人：原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ |
| 留意事項 | 1. 国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む）は、本資金の対象となりません。 2. 審査の結果により、ご希望に沿えない場合があります。 3. 本資金は毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合があります。 4. 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等があります。 | |

貸付機関：日本政策金融公庫

大分県独自の給付・融資制度①(2021年7月現在)

| | 大分県就農研修支援資金 | 大分県親元就農給付金 | | 大分県中高年移住就農給付金 |
|-------|---|--|--|--|
| | | 準備型 | 開始型 | |
| 制度の趣旨 | 新しく農業を始めることを目指す就農希望者に、農業技術や経営方法を学ぶための資金を貸付することにより、意欲的な就農者の育成を図ることを目的とする。 | 後継者の就農意欲の喚起と就農の定着を図るために、就農前の研修段階及び就農初期段階の親元就農者に対して、給付金を給付する大分県独自の制度です。 | | 就農時50歳以上55歳未満で大分県にて独立・自営就農を目指す県外からの移住就農予定者が研修を受ける場合に給付金を給付する制度です。 |
| 対象者要件 | 次のいずれかの要件を満たす者のうち、就農時50歳以上55歳未満で農業次世代人材投資資金を受給しておらず、自営就農を目的とした研修を受ける者 ①認定新規就農者 ②農業次世代人材投資事業で県が認めた研修を受ける者 ※大分県立農業大学校の学部生及び研修部の職業訓練 ※農協組合員であること | 国の農業次世代人材投資資金を受給していない親元就農予定の農家子弟 ①就農予定時の年齢が50歳未満 ②大分県立農業大学校の学部生の2年生もしくは研修部生の農家子弟 ③研修期間1,200時間以上であること等 | 国の農業次世代人材投資資金を受給していない親元就農者 ①就農予定時の年齢が50歳未満 ②人・農地プランの担い手として位置づけられること ③家族経営全体の5年後の所得が250万円以上増加となる経営発展計画を作成し、市町村長に認められること ④家族経営に関わる者の所得が3カ年平均1人あたり400万円以下であること等 | 県外からの移住就農予定者で以下の要件を満たすもの ①就農予定時50歳以上55歳未満で独立自営就農を目指すもの ②国の農業次世代人材投資事業における研修機関で研修をうけるもの ③大分県内へ住民票を移してから概ね1年内の者であること。ただし、大分県に移住する前の大分県外在住期間が、1年内の一時的な県外への転出は除く等 |
| 金額等 | 融資限度額:180万円 貸付利率:無利子 償還期間:7年以内(うち据置期間2年以内) | 給付金額:最大150万円 給付期間:最長1年間 | 最大100万円 最長2年間(ただし、準備型給付期間を含む) | 給付金額:100万円/年 給付期間:最長2年 |
| 注意点 | 【資金の使途】圃場研修教材費、調査分析機器購入費及び視察研修費など。また地域農業者との交流会費など、その他研修に必要なもの(交通器具購入を除く) | 【給付停止】①適切な研修を行っていないと市町村長が判断した場合 ②研修を途中で中止・休止した場合等 【返還要件】①研修終了後1年以内に、原則50歳未満で親元就農しなかった場合 ②虚偽の申請を行った場合等 | 【給付停止】①経営発展計画の達成が困難であると市町村長が判断した場合 ②給付対象者の前年の総所得が350万円以上の場合等 【返還要件】①虚偽の申請を行った場合 | 【給付停止】①適切な研修を行っていないと市町が判断した場合 ②研修を途中で中止・休止した場合等 【返還要件】①研修終了後1年に就農し、認定新規就農者かつ、人・農地プランの担い手として位置づけられなかった場合 ②虚偽の申請を行った場合等 |

大分県独自の給付・融資制度②(2021年7月現在)

| 新規就農者負担軽減対策事業 | | | |
|---------------|--|--|--|
| メニュー | 常用設備導入 | 農作業サポート支援 | 新規就農者向け所得安定対策 |
| 制度の趣旨 | 就農初期の負担軽減及び経営安定に向けた所得補てん制度の創設など円滑な経営開始等を支援するための大分県独自の制度です。 | | |
| 対象者要件等 | 認定新規就農者 ①事業実施年度に就農した認定新規就農者 ②国や県等の他の事業で導入できる設備は対象外 ③中古の設備を導入する場合、耐用年数は5年以上等 | 以下の要件を満たす者 ①本人及び配偶者が県外から移住した認定新規就農者 ②妊娠婦が認定新規就農者(本人との共同申請でも可)又は専従者 ③本人及び配偶者以外に世帯に農業従事者がいないこと等 | 認定新規就農者 ①農業経営収入保険制度適用対象外であること(就農1~2年目) ②農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付対象者 ③野菜価格安定制度等、国・県のセーフティネットを活用していないこと等 |
| 金額等 | 事業費60万円を限度 補助率1/2 | 金額:上限11千円/日期間:最長60日 | 補てん金額:最大100万円/年 補てん期間:最長2年 |
| 注意点 | | | ①事業終了後、就農3年目以降、農業経営収入保険制度や野菜価格安定制度等、国や県のセーフティネットを活用すること ②所得の補てん単位は一経営体とすること(夫婦は一経営体とする) |

○就農までにしておくチェックポイント

就農するかどうかを決定するためには、様々な情報を集め、整理し、理解することが大切です。

また、いくら情報があっても、それだけでは就農することはできません。農地や資金、栽培技術、出荷先の確保など、十分に準備してからでないと、たちまち生活が行き詰まってしまいます。

就農までにクリアしておく必要のある項目をリストアップしていますので、各項目にチェックしながら、就農準備を進めてください。

- どんな形態で営農をするか決めた（独立就農・法人就職・農のある暮らし）。
- 実際に経営する品目について、1作以上栽培研修をして自信を持った。
- 農業そのものの理解ができた（就農とは会社起業と同じです）。
- 一緒に農業をする家族の同意が完全にできている。
- どこで農業をするか決めた。
- どこに住むか決まった（住居の確保ができた）。
- 必要な資金を確保した（条件によりますが300～500万円程度必要です）。
- 農地の確保の目処が立った。
- 農作業機械や施設の確保ができた。
- 出荷先を確保した（特殊な栽培では自分で販売が必須です）。
- 農村のルールを理解し、十分に溶け込むことができると判断した。
- 努力した分だけ報われることを十分に理解した（自己責任の原則）。

「農業をはじめたいと考えている皆さんへ」

佐伯市役所 農政課 園芸振興係

電話：0972-22-3239

大分県南部振興局 農山漁村振興部 企画・農政・就農班

電話：0972-24-8645

2021年度 新規就農者向け 研修から就農までの主な支援策(大分県)

【研修中】

〔国庫事業〕

【就農後】

〔国庫事業〕

50歳以上

- ・農大、ファーマーズスクール等で研修を受ける者への交付
- ・就農時50歳未満・最大100万円/年、2年内
- ・就農時50歳未満・150万円/年、2年内

就農時

親元就農給付金(準備型)

- ・農大2年生もしくは農大準備研修生
- ・就農時50歳未満
- ・150万円/年、1年内

50歳未満

活力あふれる園芸・畜産地整備事業【ハード事業】

- ・認定新規就農者の施設整備等への支援(補助率最大2/3)
・新規就農者負担額減対策事業【ハード事業】
・就農時に必要な常用設備(動力噴霧機等)導入助成(補助率1/2)
・事業費60万円
- ・新規就農者負担額減対策事業【ソフト】
・県外からの移住した認定新規就農者及びその配偶者の妊娠・出産時における代替労働力確保への支援(上限1.1万円、60日以内)

最長2年

農業次世代人材投資事業(開始型)

- ・人・農地プランに位置づけられた認定新規就農者等
・就農時50歳未満
- ・最大150万円/年(4年目以降120万円)、最長5年間
- ・2年内に収入保険等に加入すること

最長1年

親元就農給付金(準備型)

- ・人・農地プランに位置づけられていること等
・就農時50歳未満
- ・最大100万円/年、最長2年
- ・最大100万円/年(※所得350万円を超れば停止)、最長2年

最長2年

最長2年

研修制度

注:各事業には詳細な要件等があるので、事業活用にあたっては実施要領等を参照のこと

- 就農準備研修(農業大学校研修部)
・長期コース(11ヶ月)、中期コース(8ヶ月)
・多品目の野菜栽培について栽培技術や基礎知識を学ぶ

- 就農学校
・市町やJA等が設置した研修専用の施設
1~2年間学ぶ
・ピーマン、トマト等の県の戦略品目

- 県下の設置状況
7品目、10施設

- ファーマーズスクール
・市町が認定した就農コーチ(農家)のもとで 1~2年間
研修
・いちご、ピーマン、等の県の戦略品目や市町の推進品目

- 県下の設置状況
13市町(佐伯市は設置済み)